

鹿児島県原子力安全・避難計画 等防災専門委員会

令和7年5月13日に第26回の専門委員会が開催されました。

国、県及び九州電力からの報告を受けて委員から様々な意見や助言がありました。

専門委員会の内容は県ホームページに掲載しています

鹿児島県 専門委員会

検索

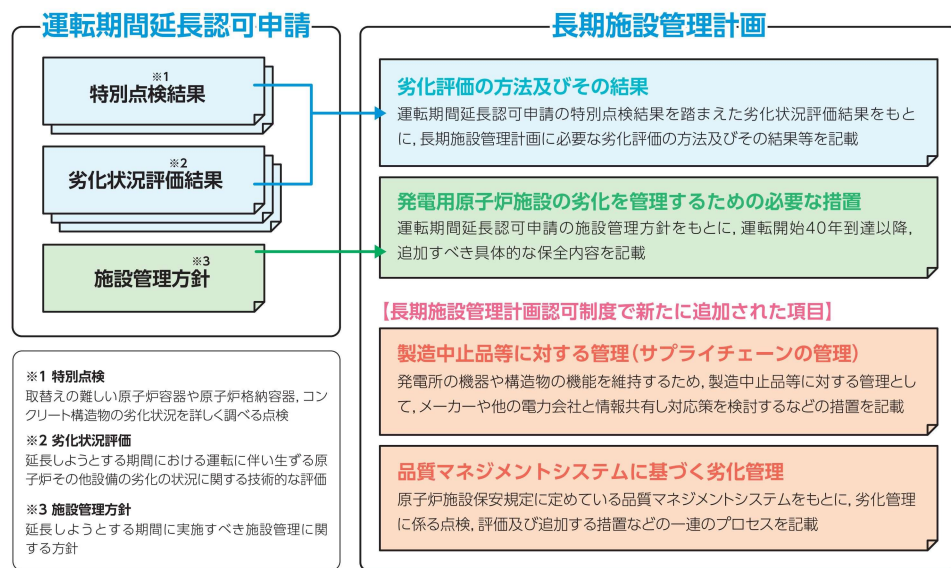


川内原子力発電所の安全性の確認について

① 川内原子力発電所2号機の長期施設管理計画に係る認可申請内容(説明:九州電力)

令和7年1月、九州電力は、原子力規制委員会に対し、川内原子力発電所2号機の運転開始50年までの長期施設管理計画認可申請(計画期間:令和7年11月28日～令和17年11月27日)を行いました。

同社から、今回申請した管理計画の内容については、運転期間延長認可申請における特別点検結果、劣化状況評価結果及び施設管理方針をもとに策定し、令和6年11月に原子力規制委員会から認可を受けた運転開始40年(令和7年11月27日)までの管理計画と同じ内容であると説明がありました。



② 川内原子力発電所1, 2号機の定期検査結果(説明:九州電力)

九州電力から、1, 2号機は定期検査を実施し、設備に異常がないこと、「原子炉を止める」、「原子炉を冷やす」、「放射性物質を閉じ込める」の各機能が健全であること及び重大事故等の対応が可能であることを確認したとの説明がありました。

令和6年	定期検査の期間		
	1号機(第28回)	2号機(第27回)	
	6月14日	9月14日	発電停止
	8月27日	11月28日	原子炉起動
	8月29日	11月30日	発電再開
	9月25日	12月25日	通常運転復帰

○定期検査期間中に実施した主な工事など

燃料の取替え [1, 2号機]	それぞれの燃料集合体157体のうち、1号機は44体を、2号機は40体を新燃料に取り替えました。
受電系統の変更 に係る工事	外部電源確保の更なる信頼性向上を図るため、発電所外から受電する回線数を3回線から6回線に増強(令和5年12月増強済)するとともに、送電線と発電所をつなぐ特高開閉所を高台に移設し、1, 2号機の発電機と接続しました。

③ 廃棄物搬出設備の手続き・工事に係る進捗状況(説明:九州電力)

令和2年10月に原子炉設置変更許可を受け建設中であった「廃棄物搬出設備」*について、6月から運用開始予定との説明があった。(6月3日運用開始)

*川内原子力発電所で発生する低レベル放射性廃棄物のうち、工事に伴い発生する難固廃棄物を圧縮・固化し、青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物処理センターに搬出する設備



原子力防災対策について

① 原子力災害時の屋内退避の運用に関する報告書(説明:原子力規制庁)

原子力規制委員会は、原子力災害時の屋内退避の具体的な運用について、検討チームで議論を重ね、令和7年3月に報告書を取りまとめました。主な内容は以下のとおりです。

- 屋内退避の指示中も生活の維持に最低限必要な一時的外出は可能。ただし、国等から外出を控える旨の注意喚起があった際には速やかに屋内退避ができるようにすることが重要。
- 屋内退避開始3日後以降、継続が可能かを国が日々判断する。
(国や自治体は、各家庭における水・食料等の生活物資を最低3日間分備蓄することについて普及啓発)
- 3日間の経過後も、物資の供給等により屋内退避を継続できる状況が整えば、屋内退避を継続することが基本。
- 避難は様々な負担を伴うため、その判断は慎重に行うべきだが、生活の維持が困難と国が判断する場合には、避難への切替えを行う。



委員 コメント

原子力災害時の屋内退避が、住民の方々にとって安全な選択肢となっているということ、しっかり御理解いただくような運用となるように、今後とも引き続き検討いただきたい。

原子力規制委員会は今後、原子力災害時の屋内退避の運用に関する報告書を踏まえ、屋内退避の運用に関する事項を「原子力災害対策指針」に反映するための改正を今年9月に行うこととしています。県としても、今後、同指針の改正を踏まえ、県の原子力防災計画等への反映を検討してまいります。

質疑 応答

- Q 製造中止品の代替品については、原子炉格納容器内など特殊な環境下で使えるか確認しているのか。
- A 原子炉格納容器で使われる部品について熱や放射線に対する耐環境認定試験を行うなど、元の部品の使用する環境条件を踏まえ、使用可能であることを確認している。
- Q サプライチェーンの管理については、設備の保全等を担っているメーカーが撤退した場合、どのように対応するのか。
- A 設備の保全等を担っているメーカーとは日頃からコミュニケーションを図っており、事業撤退の意思を把握した場合、同様の技術を有する他のメーカーの中から、九電社内の供給者評価において実績等を踏まえて選定し、設備の保全等の業務を依頼することとしている。